

吉賀町告示第85号

令和6年第2回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月22日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和6年6月7日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	安永 友行君

○6月12日に応招した議員

○6月13日に応招した議員

○6月14日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和6年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和6年6月7日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和6年6月7日 午前9時11分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第2号 企業・団体献金の禁止を求める意見書(案)
- 日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 議案第57号 請負契約の変更について(令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事)
- 日程第8 議案第58号 吉賀町地域公共交通会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第59号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第60号 吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第61号 吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第62号 吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第63号 令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第64号 令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第65号 令和6年度吉賀町一般会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第2号 企業・団体献金の禁止を求める意見書(案)

- 日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 議案第57号 請負契約の変更について（令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事）
- 日程第8 議案第58号 吉賀町地域公共交通会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第59号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第60号 吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第61号 吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第62号 吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第63号 令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第64号 令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第65号 令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 岩本 一巳君 副町長 …………… 赤松 寿志君

教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	重藤 剛君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 竜也君
税務住民課長	……………	山根 徳政君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
医療対策課長	……………	渡邊 栄治君	産業課長	……………	堀田 雅和君
建設水道課長	……………	河野喜代志君	柿木地域振興室長	……………	深川 千恵君

午前9時11分開会

○議長（安永 友行君） 最初におつなぎをしておきます。本日の会議に傍聴者等を写したいということで、山陰中央新報から撮影の許可を求められており、それを許可しておりますので、おつなぎをしておきます。

それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、令和6年第2回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番、三浦議員、4番、桑原議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。4番、桑原議会運営委員長。

○議会運営委員長（桑原 三平君） それでは、令和6年第2回吉賀町議会定例会会期日程について御報告いたします。

本日より14日までの8日間と決しました。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、お諮りをします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日6月7日から6月14日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から6月14日までの8日間と決

定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議会の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本年2回目となります定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙中にもかかわらず、全議員に御出席をいただき、誠にありがとうございました。

動静報告の前に、本定例会に執行部側から上程いたします議題等につきまして、まず申し上げておきたいと思います。

本定例会に上程する議題でございますが、全部で10件となります。内訳といたしましては、繰越明許費繰越計算書の報告が1件、請負契約の変更が1件、条例の一部改正及び廃止が5件、特別会計及び一般会計に係る補正予算が3件となります。この後、順次上程をさせていただきますので、慎重審議の上、適切なる議決等賜りますようお願い申し上げます。

それでは、配信をしております資料によりまして、行政報告として、私の動静報告のほうをさせていただきます。

今回報告いたします内容は、3月の定例会から昨日までのものとなります。時間の関係もごさいますので、主な事柄に限定をして御報告を申し上げます。

まず、3月の定例会でございますが、4日に招集をさせていただきます、19日までの会期でございました。

3月9日の土曜日でございますが、山陰道の大田エリアの開通式がございましたので、そちらのほうへ出向いております。

その終了後に、出雲市の出雲大社のほうへ出向いたわけでございますが、ここにありますように、古流剣道演武会が奉納されたということでございまして、主催者が名誉町民であります森英恵先生の御長男、森顯氏でございまして、こちらのほうに御招待をいただきましたので、出雲のほうへ出向きました。

下がっていただきまして、3月15日は、しまね国際センターの通常理事会で松江へ出かけております。

3月16、17日、週末でございますが、恒例のキヌヤ益田ショッピングセンターで吉賀町フェアを開催をいたしましたので、こちらのほうへ出席をいたしました。

次のページになります。3月23日の土曜日でございますが、水源公園に行きまして、自然と趣味に生きる会の主催によります自然観察会が行われましたので、こちらのほうへ出席をいたしました。

その下は、24日の日曜日でございますが、益田市にありますグラントワの中、石見美術館におきまして、森英恵先生のコレクション展が行われておりましたので、こちらのほうの観覧をしております。

26日の火曜日でございます。宇部市に出かけました。ありますように、UBEビエンナーレ現代日本彫刻展、ギネス世界記録の公式認定賞が授与されましたので、御案内をいただきまして、こちらのほうへ出席をさせていただきました。

なお、このときの写真を役場の玄関ロビーのほうへ掲出をしておりますので、また御覧いただきたいと思えます。

27日の水曜日でございます。町の交対協を開催させていただきました。

3ページに入りまして、4月でございますが、1日の日は年度当初ということもありまして、職員の新任式、年度始め式並びに森師の研修員の辞令交付式を行ったところでございます。

それから、医療法人カタクリ会よしか病院におかれましては、新しい4名の医師の皆さんが着任されましたので、御挨拶に伺ったところでございます。

それから、税務住民課課内会議とありますが、実は初めての試みでございますが、私がそれぞれ役場の中の課内会議のほうへ出席をさせていただくということにさせていただきまして、年度当初の2回のところをそのような対応ということで、現在6月までのところで今対応中でございます。

4月2日でございます。ふれあい会館のほうで、エポックかきのきむらの新商品の完成と道の駅レストラン「ごはん屋かきのき村」のリニューアルオープンの報告会がございましたので、出席をいたしました。

次のページ、4月4日でございますが、年度当初ということで、松江市に出かけて、島根県庁の挨拶回りを行うとともに、帰りまして、基幹集落センターのほうで教職員の新任式のほうへ出席をいたしました。

下がっていただきまして、6日の土曜日でございますが、島根県知事、「石見の日」ということで、町内のほうへお出かけいただきました。今回につきましては、農事組合法人立河内絆との意見交換会、それから柿木にありますHEKICHI KAKINOKIのほうを視察をしていただいたところでございます。

4月9日は、吉賀高等学校の入学式並びにみなし寮の合同対面式のほうへ出席をいたしました。次のページでございます。4月の11日でございますが、真田ポケットパークで行われた交通安全のテント村のほうへ出席をさせていただいております。

下がっていただきまして、中ほど、16日の火曜日でございます。野中地区の老人クラブ親和会の総会のほうへ御案内をいただきましたので、出席をいたしまして、御挨拶と意見交換を行ったところでございます。

17日の水曜日でございます。出雲市へ出かけまして、県立中央病院、それから島根大学医学部附属病院を訪問させていただくとともに、地域枠医師とのウェブでの会談を行っております。

それから、4月の18日、19日でございます。記載しておりますように、元柿木村長でありました田原武典様御逝去に伴います弔問と葬儀への参列を行いました。19日につきましては、自治会長会議を開催をしております。

一番下、20日の土曜日でございますが、大阪へ出かけまして、吉賀町ふるさと会の集い、これは、前身は関西吉賀会でございますが、こちらのほうへ出席をさせていただきまして、議会のほうからも桜下副議長のほうへ御同行をいただいたところでございます。大変ありがとうございました。

次のページになります。4月24日でございます。毎年行っております市町村長と県庁地域振興部長ほかとの意見交換会を役場で行いました。

それから、この日は午後のところ「有機のがっこう i n 吉賀町」を開校しまして、約20人の方に御参加をいただいたところでございます。福川の自治会館で開催をいたしました。

25日は吉賀町よしか病院等第三者調査委員会の第1回目でございますので、出席をいたしまして、辞令の交付と諮問書を提出をさせていただいたところでございます。

中ほど、28日の日曜日でございます。「よしか・夢・花・マラソン」が行われまして、約500人の方に御参加をいただきました。私も、2キロのコースに参加をさせていただいたところでございます。

30日には、医療法人カタクリ会への島根県知事感謝状贈呈式が行われまして、町議会のほうからも安永議長に御出席をいただきました。ありがとうございました。

5月に入りまして、1日には臨時会を招集し、議会全員協議会が開催されました。

5月2日につきましては、松江へ出かけまして、記載をしておりますような年度当初の関係をしております、役員をしております団体等への挨拶回りでございます。

次のページでございます。5月の3日でございますが、3日、4日連休の中でございましたが、3日につきましては「養老先生と虫とり」、それから、4日につきましては有機農業関係の講演会等を行ったところでございます。

その後、藻谷浩介氏との面会を行っております。

8日につきましては、益田エリアにあります各種期成同盟会の総会に出席をいたしました。議会のほうからも安永議長、それから経済常任委員長にも御出席をいただきました。ありがとうございました。

9日につきましては、広島市、廿日市市内にあります関係機関・団体のほうの年度当初の御挨拶回りでございます。

11日土曜日につきましては、成安造形大学、佐野耕平助教授と面会とあります。滋賀県大津市のほうに出かけたわけですが、これは既に御案内のとおりでございますが、先ほど申し上げましたUBEビエンナーレのほうへ吉賀町賞を提供させていただいておりますが、前回のビエンナーレで吉賀町賞を受賞されたのがこの佐野先生でございます。現在、その作品、ときわ公園から大学のほうに戻っておりますが、この作品を澄川喜一先生の御生誕の地である吉賀町にぜひ御寄贈させていただきたいというような御要望がございまして、そのお礼と今後の日程等についての調整をさせていただいたところでございました。

なお、先生のこの作品のレプリカ等につきましては、役場の玄関のほうへ掲出をしておりますので、また御覧いただきたいと思っております。

12日、日曜日でございます、吉賀町の地域と医療をつなぐ会の設立記念シンポジウムということで、100名を超える皆さんに御参加をいただいたところでございます。

13日月曜日は、海田町へ出かけてヨシワ工業を訪問させていただきました。

8ページ、次のページでございますが、5月の14、15、16日につきましては、記載をしておりますような案件で、松江、東京、そして17日には益田に戻りまして、グラントワで行われました芸術文化とふれあう協議会の総会に出席をいたしました。

18日の土曜日は、福川地内で一般建物火災が発生いたしましたので、こちらの対応をしております。

19日の日曜日につきましては、国際交流イベントとありますが、これはしまね国際センターとの共催で行ったものでございまして、ベトナムの皆さん、それから中国の皆さん、そして町民の皆さんに御参加をさせていただいて、開催をさせていただきました。七日市公民館でございました。

20日の月曜日には蔵木公民館で行っております移動カフェのほうを訪問させていただきました。

それから、その日でございますが、医療法人カタクリ会との意見交換会ということで、今後、毎月1回のペースで私と医療法人カタクリ会の木谷理事長との意見交換をさせていただくということになったところでございます。

5月21日、22日は、中国道の駅連絡会の総会等で、広島県の庄原、さらに上京いたしまして、治水の大会、通常総会、並びに広島に23日は帰りまして、マツダスタジアムで行われました、わがまち魅力発信隊の事業で吉賀町のPRをさせていただきました。

24日には、シンフォニア岩国を訪問いたしまして、若林館長との面会をしたところでございます。

最後のページでございます、27日には、町の防災会議を開催いたしました。

28日は、石見空港ターミナルビルの監査、それから出雲にその足で出かけまして、附属病院のほうで地域枠の医学生が1名いらっしゃいますので、その学生さんとの面談をしたところでございます。

30日につきましては、議会の全員協議会が開催をされました。

同日には、午後のところで、よしか病院等第三者調査委員会が行われ、答申をいただきました。

31日につきましては、その答申書を、ここにありますようにカタクリ会、それから橘井堂のほうへ持参をさせていただいて、その足、上京をいたしまして、治水期成同盟会の総会、意見交換会等々への出席をしたところでございます。

6月に入りまして、3日でございます、石見空港ターミナルビルの取締役会、4日には社会を明るくする運動の吉賀町推進委員会、5日にはしまね国際センターの通常理事会のほうへ出席をしたところでございます。

以上であります。

日程第5. 発議第2号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、発議第2号企業・団体献金の禁止を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第2号企業・団体献金の禁止を求める意見書（案）を提案させていただきたいと思っております。

発議第2号、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

企業・団体献金の禁止を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由としまして、政治資金問題が再び登場することがないよう、企業・団体献金を禁止し、政治に対する信頼を取り戻すためであります。

次のページです。

意見書（案）。

政治資金パーティーの収入について、政治資金収支報告書の未記載が大規模に行われていた問題をめぐって、国民の政治への不信は高まっています。徹底した全容解明と根本からの再発防止策で、政治に対する信頼を取り戻すことが求められています。

政治資金パーティー券の多くを企業や団体が購入しており、形を変えた企業・団体献金とされています。

1990年代に、政治家への企業・団体献金は禁止されましたが、政党・政党支部への企業・団体献金とパーティー券という方法が残されました。

日本国憲法は、主権は国民に存するとして、国民にのみ選挙権を認めています。経済的に圧倒的な力を持つ企業が、献金という形で政治を歪めれば、国民の参政権が侵害されます。金権腐敗政治を一掃し、国民の参政権を守るためには、一切の企業・団体献金の禁止が必要です。

よって、国会及び政府におかれましては、下記の事項について実施されるよう強く求めます。記。

- 1、企業・団体による献金、政治資金パーティー券購入の全面禁止。
- 2、政治資金パーティー収入の公開基準を5万円超に引き下げる。
- 3、政治団体代表者に、当該団体と会計責任者に対する監督義務を明記する。
- 4、政党からの政治家個人への政治活動に関する寄附を禁止する。
- 5、個人から政党・資金管理団体等への寄附総額の上限を現行の2分の1に引き下げる。
- 6、収支報告書への記載を免れる目的での、分散寄附を禁止する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣としております。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいま提案者の提案理由の説明が終わりました。

提案者に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

ここでお諮りをします。本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程第6. 報告第2号

○議長（安永 友行君） 日程第6、報告第2号繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。
岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、報告第2号繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和5年度吉賀町一般会計の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

次のページに計算書を提出をさせていただいております。いずれも一般会計でございますが、この表のうち、款、項、事業名、そして翌年度繰越額について報告をさせていただきます。

総務費、総務管理費、一般事務事業費72万6,000円。総務管理費、基幹系システム運営管理費1,132万4,500円。農林水産業費、農業費、農村地域防災減災事業費2,587万9,000円。林業費、林道新設改良補助事業費2,611万4,000円。林道新設改良補助事業費8,565万7,700円。土木費、道路橋梁費、道路新設改良単独事業費2,210万円。道路新設改良補助事業費1,782万1,000円。橋梁新設改良補助事業費1億4,329万2,000円。教育費、保健体育費、保健体育施設費22万円。以上、翌年度繰越額の合計は3億3,313万4,200円となります。

なお、詳細につきましては、別冊の参考資料1ページから3ページのところで一覧表として御案内をさせていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 関係資料のほうの1ページ目の上から3番目に、農村地域防災減災事業費とありまして、これの勝繁ヶ池排水路改良工事の関係で、繰越明許費の概要のところ、②について、工事用道路の再検討ということで示されておりますが、この工事用道路の再検討ということについて、御説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 河野建設水道課長。

○建設水道課長（河野喜代志君） 今の勝繁ヶ池に関する工事用道路のところですけども、当初は、工事をするために入る道路のほう、なかなか使いにくいところがあったようなんですけども、実際にそれを意見聴取をしまして、近隣の農地のほうをお借りする形で工事用道路のほうを、今、新たに設置をした上で、今度入札にかける予定としております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今のページの次のページ、林道新設改良補助事業費でありますけ

れども、繰越明許費の概要の下のところに、1、2は、現地調査の結果、幅員不足の箇所が確認され、幅員を確保するための構造物を設計する必要があるということで説明がされております。当初の段階でこのことが確認できなかった理由について御説明願います。

○議長（安永 友行君） 河野建設水道課長。

○建設水道課長（河野喜代志君） こちらは、当年度で設計から改良工事まで一応やる予定であったんですけども、その際に幅員不足というのが出てきまして、そのためずれ込んでしまったというものになります。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

本案は、報告をもって終了となります。

日程第7. 議案第57号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第57号請負契約の変更について（令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第57号請負契約の変更についてでございます。

下記工事について請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。

1、契約の目的、令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事。

2、契約の方法、一般競争入札による文書契約。

3、契約工期、変更後、令和7年3月21日、変更前、令和6年6月28日。したがって、工期延長期間が266日間となるものでございます。

4、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町大野原508番地、開盛建設株式会社代表取締役村上英司。

以上でございます。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろ

しくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長の詳細説明を求めます。河野建設水道課長。

○建設水道課長（河野喜代志君） それでは、議案第57号令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事における請負契約の変更について、詳細説明をさせていただきます。

次のページを御覧ください。

工事名は、令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事でございます。工事場所は柿木地内、工期が、現在、令和6年3月13日から令和6年6月28日となっているものを、令和7年3月21日まで延期をするというものであります。この工事は、今年3月の議会で契約の議決をいただき、その後6月28日までの工期の延期の議決をいただいたものであります。

変更の理由としまして、3月議会で国庫補助事業の道路メンテナンス事業の繰越承認を受けた工期として、適切な工期よりも短い工期となっておりますが、こちらを国庫補助事業の工期延期に合わせまして、工期を266日間延期し、令和7年3月21日までとするものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第7、議案第57号請負契約の変更について（令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事）の質疑は保留をしておきます。

日程第8. 議案第58号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第58号吉賀町地域公共交通会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第58号吉賀町地域公共交通会議条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町地域公共交通会議条例（令和2年吉賀町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管をいたします企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、議案第58号吉賀町地域公共交通会議条例の一部改正の件についての詳細説明をしたいと思います。

6・4差し替え、議案第58号という項目のタブレットでお開きください。参考資料は、2ページ目右側半分に、新旧対照表を掲載しております。

この議案は、令和6年3月25日に開催した吉賀町地域公共交通会議において、吉賀町公共交通網形成計画の名称を、吉賀町地域公共交通計画と変更を行ったことから、吉賀町地域公共交通会議条例中にある公共交通網形成計画を、地域公共交通計画に改定するものです。

3月25日に行われた会議では、3月議会でも少し触れさせていただきましたけれども、先ほど言いました計画の名称の変更とともに、石見交通の広益線を引き続き補助するための変更も併せてしております。

具体的な改正箇所については、新旧対照表によって説明をさせていただきます。

まず、対照表中の第1条の中段ですけれども、下線のところでいくと、「地域公共交通網形成計画（以下網形成計画という）」を「地域公共交通計画（以下交通計画という）」に改め、下段、第2条中2か所ありますけれども、「網形成計画」とあるものを「交通計画」に改めるというものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今少し説明がありましたが、石見交通の関係で、少し詳細にもう一度お願いしたいんですが、どういうところが新たに変わったか、追加されたということかと思うんですが。このたびのパブリックコメントの中にもそういう資料が出ていますが、石見交通に対して、どういうふうが変わっていくかというところをもう一度お願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） では、石見交通広益線の関係についてなんですけれども、こちらは、基本的には今までも国庫補助の対象となっております。

今回、先ほどの網形成計画から地域公共交通計画に変わるといったときに、改めて記載をさせていただいたのが、ちょっと箇所をざっくり言うと、補助系統の地域公共交通における位置づけという記載がありますが、ここに広益線というのが載っていました。そこの横に米印として、国庫補助、幹線系統ということを追記をしました。

併せて、各路線の役割等、対象交通機関といったようなところの図の中に、国庫補助、幹線系統とはといったような説明書きをさせていただいたとともに、路線の起点、経由地、終点、許可区分、そういったところを追記をしているといったようなところなんです。

あとは、「基本方針1. 便利で持続可能な公共交通網」の目標値が、前は1つ、公共交通利用者数という1点のみだったんですけれども、これを路線バスの収支率と、公共交通に係る町の財

政負担を追記しています。今の数値に関しましては、路線バスやデマンド型交通の合計と広益線のみというところを明記しております。

あと、評価の指標の算定方法、評価時期、目標値の設定の考え方のところにも、広域路線のうち、広益線は公共交通確保対策維持改善事業補助金幹線系統の対象路線のため、個別で評価指標を設定するといったようなところを追記しております。

そのほか、スケジュール、延長したということもありまして、スケジュールやPDCAのサイクルも期間延長をしております。

概略となりますが、以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） このたび1年少し計画が延長されるということもパブリックコメントの中に入っていました。根本的に広益線も、益田、広島ですか、2系統あったのが、途中、1系統はお休みということで、こちらの六日市経由の分が残っていくんだと思うんですが、そうしますと、やはりそういうふうに幹線的な計画ということになりますと、いろんなパブリックコメント等でいろいろな意見も出てくると思うんですが、やはり町としても、しっかりとした計画といいますか、皆さんにも周知のほうをもう少し徹底するべきではないかと思うんですが。これまでもいろいろなことで、広益線、停留所の問題、それからルートの問題でもいろいろと提案させていただきましたが、このたびも、先ほど町長も動静報告の中で、柿木の道の駅も触れておられましたが、やはりそういう振興ということになると、ルートの変更、それから停留所の変更、これを町として乗客を増やすということになると、使いやすい、皆さんがいろんな意味で利用しやすいようなルートに変えていくことと、停留所もそのようにしていくこと。

以前は柿木の中を通っていたんですが、これも国道になりました。そういうところをもう一度、道は直ったんですから、車種の変更とかいろんな条件があると思うんですが、その辺もしっかり協議して、もう一度入っていく。

そして、柿木も六日市も道の駅を経由していく。皆さんから使いやすい、利用しやすいようなルートを考えていくことも提案していく。

それから、休憩も深谷だったと思うんですが、これも六日市の道の駅にしてもらおうとか、やはり幹線として、石見交通の便が大事な便になってくると思うんで、使いやすいような運行時間の変更とか、そういうのをやはりしっかりまとめて協議し、皆さんにも示していく必要があるんじゃないかと思うんですが。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 議員おっしゃられるとおり、町民が多く利用していただくということも一つあります。そのもう一方で、今まではどちらかというと、石見交通さんの大型バスがな

かなか入りにくい路線だったりとか、車両が止まりにくいといったようなところで、バス停の変更があったりというようなことがあります。

こちらの要望はしっかりとお伝えさせていただいて、町民の方が一人でも多く乗ってもらえるようになったというふうな方向で、協議のほうはさせていただこうと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第8、議案第58号吉賀町地域公共交通会議条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第9 議案第59号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第59号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第59号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管をいたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第59号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

このたびの改正につきましては、令和6年3月13日、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴いまして、引用例規の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、小規模保育事業におきまして、満4歳以上児の職員配置基準を30対1から25対1へと改正を行いまして、満3歳児の職員配置基準を20対1から15対1へ併せて改正をする点となります。

なお、現在、吉賀町ではこの小規模保育事業は行っていませんので、申し添えておきたいと思っております。

それでは、詳細について御説明をいたします。

議案を進んでいただきまして、3ページ、関係資料の新旧対照表を御覧いただければと思います。

第1条につきましては、法令名の後に改正後、下線部分の公布の年及び法令番号を追加するものでございます。

第29条につきましては、第2項第3号の改正前「20人」を改正後「15人」といたしまして、その下の第4号は、改正前「30人」を改正後「25人」とするものでございます。

31条につきましても同様でございます。第2項第3号の改正前「20人」を改正後「15人」といたします。

その下の第4号におきましても、改正前「30人」を改正後「25人」とするものでございます。

続きまして、次のページでございますが、第44条及び第47条も、項及び号数、改正点につきましても同様となっておりますので、お読み取りをいただけたらと思います。

お手数ですが、条文に戻っていただきまして、附則を御覧いただければと思います。

この改正は、公布の日から施行といたしまして、経過措置といたしまして2点ございます。

1点目につきましては、当分の間、改正後の規定にかかわらず、従前の例によることと定めております。

2点目といたしましては、その期間内においても、定められている基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならないと定めているものでございます。

以上、議案第59号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明は終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の御説明にあったように、今、町内には該当するところはありませんが、ただ附則のところ、この条例は公布の日から施行するというふうになっておりますが、先ほどの議案第58号のほうでは、適用を4月1日からとするという文言も加えられております。

といいますのは、内閣府令のほうでは4月1日からということになっていたと思うんですが、それに合やすようなつくりにするのがいいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。先ほども申し上げましたが、現在、吉賀町では小規模保育事業を行っておりません。それと、あと、先ほどの経過措置の中でも、引き続き従

前の職員配置基準によることを認めるという文言もございまして、準備期間を確保する必要もないということもございますので、この条例改正につきましては、公布の日というふうにさせていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 実際に町内にないんですけれども、例えば認可保育所の場合、これは県の条例に従っています。これが、今月10日に議会に提案される予定になっておりますけれども、この場合も公布の日から施行というだけになっています。

けれども、実際に町内の保育所のことになりますけれども、この基準よりも多くの職員を配置して、子どもの安全と成長を助けるために努力をしているという実態をやっぱり常に意識をして、こういう条例をつくる時にも考えていただきたい。町内にはありませんが。

付け加えて言うならば、県の出したものに対して、4月1日から何で施行しないのかということ言うぐらいの構えを町として持つ。こういうことが、私は、今現場で頑張っておられる人たちに寄り添うことにもなるし、そこまで考えて仕事をさせていただきたい、そう思います。その点、町長、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 例規の制定あるいは一部改正におきましては、今、9番議員のほうから御指摘のあったことも踏まえまして、今後に向けてそのような対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑はないようですので、日程第9、議案第59号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前10時02分休憩

.....

午前10時13分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第10. 議案第60号

日程第11. 議案第61号

日程第12. 議案第62号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第60号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第62号吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例を廃止する条例についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、3件について一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第60号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例（令和5年吉賀町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第61号吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてであります。

吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例（令和5年吉賀町条例第32号）を別紙のとおり廃止する。

令和6年6月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第62号吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例を廃止する条例についてであります。

吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例（令和5年吉賀町条例第33号）を別紙のとおり廃止する。

令和6年6月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

いずれにつきましても、所管いたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 失礼いたします。議案第60号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第60号のほうを御覧ください。

この条例は、昨年の9月定例議会におきまして、可決のほうをいただきまして、条例の施行期日を定める規則により、3月1日より施行となっております。

条例の一部改正の内容としましては、2点でございまして、その次のページにございます新旧対照表で説明のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、第1条、設置に関する条項では、介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例から、介護医療院の設置及び管理に関する条例の内容に改める点。

それから、第2条、入居者の資格の条項で、第2号中においても、介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例から、介護医療院の設置及び管理に関する条例の内容に改める点の2点となります。

いずれにおきましても、9月の可決当初は、老健施設のほうを想定しておりましたが、本年2月15日の臨時議会におきまして、可決いただきました介護医療院を新規で開設したことによりまして改正が生じたものですので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第60号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を終わります。

引き続きまして、議案第61号吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、詳細説明をさせていただきます。

資料については、議案第61号のほうを御覧ください。

この条例につきましても、先ほどと同様に昨年の9月の定例議会において可決をいただきまして、条例の施行期日を定める規則により、3月1日より施行となっております。

9月の可決当初は老健施設のほうを想定しておりましたが、本年2月15日の臨時議会において可決いただいた介護医療院を新規で開設したことにより、実質的に廃止となるものでありますので、今議案で例規上の整理をするものですので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第61号吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、詳細説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第62号吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例を廃止する条例について、詳細説明をさせていただきます。

資料につきましても、議案第62号のほうを御覧ください。

この条例につきましても、先ほどと同様に昨年の9月定例議会において可決いただき、条例の施行期日を定める規則によりまして、3月1日より施行となっております。

9月の可決当初は老健施設を想定しておりましたが、本年2月15日の臨時議会において可決いただいた介護医療院を新規で開設したことによりまして、実質的に廃止となるというものでありますので、今議案で例規上の整理をするものですので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第62号吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例を廃止する条例について、詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 60号、61号、62号の関連なんですけど、条例とはちょっとかけ離れるかも分かりませんが、医療介護従事者住宅の関連で質問いたしますが、先日の総務委員

会でもこの議題が出たわけなんです、今、よしか病院では非常に看護師不足ということで、稼働率を80%に上げるといことが、今、看護師不足で70%台にしか稼働できないということで、当然病院の収支にも今後影響が出てくると思うんですが、実は前、総務委員会で津和野の橋井堂に視察に行ったとき、向こうは今、看護師さんについては十分に充足しているというふうな報告がありまして、吉賀町の場合と津和野町の場合、どう違うかということ視察して勉強させていただいたんですが、その中の一環で、津和野町は橋井堂の看護師対策に、県外、町外から看護師さんを募集するときに、妻帯者でも移住できるように看護師住宅を別に、別枠で建てて、それで、町外、県外から津和野町に移住してもらって、橋井堂に勤務できるというようなことが、一番の大きい原因だということを担当者が言われておりました。

やはりその辺は、総務委員会でもその話が出たんですが、吉賀町としましても、看護師不足を解消するためには、やはり住宅関係、住宅整備をしまして、町外、県外から吉賀町に移住してもらって、よしか病院で働くんだと、そういうような対策をしないと、なかなか看護師を増やすことはできないと思うんですが、それについて、関連で申し訳ないんですが、どのようなお考えがあるのかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 失礼します。質問のほうにお答えします。

医療従事者住宅の整備の関係だというふうに理解しておりますが、よしか病院に関しましては、3月1日からスタートしたということで、医療介護従事者住宅、今年度の予算で、有飯にあります住宅については平屋の3棟のほうを改修するということになっております。

その住宅、有飯の住宅の中でもまだ空き部屋も当然ありますし、今、医療法人カタクリ会のほうで、住宅も一棟貸しをしている物件もありますが、それについてもまだ空きはあるというような状況で、これ以上のところで、今のところ整備が必要というふうには考えておりません。

ただ、今後、看護師がやはり必要であるという場合におきましては、そういったところも考えていかないといけないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） いつもこういう質問をしますと、課長は考えていると考えているということで、なかなか具体的な方策が出ませんが、今日もまた考えているという答弁がありましたが、本当に真剣に考えているとは思いますが、具体的な策を出していただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） ありがとうございます。当然まだ始まったばかりということで

ございまして、実現できていないのが現実ではありますが、今後に向けて考えていきたいと思
います。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第10、議案第60号吉賀町医療介護従
事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第
62号吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例を廃止する条例についての質疑は保留にし
ておきます。

日程第13. 議案第63号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第63号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第63号令和6年度吉賀町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第1号）であります。

令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万6,000円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,767万8,000円とする。第2項、
歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、「第1表歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金6,974万6,000円に113万6,000円を追加し、
7,088万2,000円。これに伴います歳入合計であります。7億3,654万2,000円に
113万6,000円を追加し、7億3,767万8,000円となるものでございます。

続いては、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費2,786万7,000円に113万6,000円を追加し、
2,900万3,000円。これに伴います歳出合計は、7億3,654万2,000円に113万
6,000円を追加し、7億3,767万8,000円となるものであります。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げま
すので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第63号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を行います。

予算書7ページを御覧ください。

このたびの補正につきましては、歳出については、今年4月1日人事異動及び事務分掌の変更による人件費分のみの計上でございまして、補正額113万6,000円でございます。

予算書6ページに戻っていただきまして、歳入についてでございます。

先ほどの歳出で計上いたしました人件費分と同額を一般会計より繰り入れる予算計上となっているところでございます。

なお、人件費の内訳につきましては、予算書8ページから12ページの給与費明細書を御確認いただければと思います。

以上、議案第63号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第13、議案第63号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第14. 議案第64号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第64号令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第64号令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,438万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、「第1表歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

款1保険料、項1介護保険料1億7,480万9,000円に333万6,000円を追加し、

1億7,814万5,000円。3国庫支出金、項2国庫補助金1億1,340万3,000円に100万1,000円を追加し、1億1,440万4,000円。7繰入金、1他会計繰入金2億1,276万1,000円から397万5,000円を減額し、2億878万6,000円。これに伴います歳入合計であります。10億8,402万6,000円に36万2,000円を追加し、10億8,438万8,000円となるものであります。

続きまして、歳出であります。

款1総務費、項1総務管理費5,214万5,000円に36万2,000円を追加し、5,250万7,000円。これに伴います歳出合計であります。10億8,402万6,000円に36万2,000円を追加し、10億8,438万8,000円でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第64号令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を行います。

予算書の7ページを御覧ください。

歳出についてでございます。

先ほどの国民健康保険事業特別会計と同様でございます。4月1日人事異動、それから事務分掌の変更による人件費分のみの計上でございます。補正額36万2,000円でございます。

続いて、歳入についてでございます。

予算書6ページを御覧ください。

1款保険料、目1介護保険料、第1号被保険者介護保険料でございます。右側に行っていました。節の1、現年度分補正額333万6,000円の計上でございます。こちらにつきましては、4月1日に改正をいたしました介護保険料の変更に伴う、4月に行いました仮算定に基づいた計上でございます。内容といたしましては、基準額と段階を9段階から13段階への変更等が主な変更点でございます。

その下でございますが、3款国庫支出金、目1調整交付金、右に行っていました。節1、現年度分でございます。補正額100万1,000円の計上でございます。こちらにつきましては、高所得者が少なく低所得者が多い保険者に対する措置といたしまして、調整交付金の措置としての計上でございます。

その下でございます。7款繰入金、目1一般会計繰入金、右側に行っていました。節4職員給与費繰入金、補正額36万2,000円の計上でございます。こちらは、歳出で計上いたしました人件費分でございます。

その節の下でございますが、7低所得者保険料軽減負担金、補正額433万7,000円の減額補正でございます。こちらは、第1段階から第3段階の低所得者軽減負担金の確定による計上でございます。

なお、人件費の内訳につきましては、予算書8ページから12ページの給与費明細を御確認をいただければと思います。

以上、議案第64号令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 予算書の6ページ、歳入、繰入金で、一般会計繰入金の中の低所得者保険料軽減負担料433万7,000円でございますが、率にして当初と比べて26.7%も大幅に減額になっていると、この点についての詳細の説明、お願いします。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。定額の軽減税額の減額についてでございます。第1段階、第2段階、第3段階におきまして、軽減額が変更になっております。当初予算におきましては、第1段階が、軽減額が1万5,600円を、変更後でございますが、1万3,600円。それから、第2段階におきましては、軽減額が1万9,500円を1万5,900円、第3段階におきましては、3,900円が400円というふうに減額をしております。それらを、人数それぞれから軽減額を計算いたしまして、当初予算から減額をしたというものでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは結果の説明でしかなくて、なぜこういう結果になったかという説明を、第8期と第9期の、まず各所得段階別の割合が変わった。そして、それに伴って、国が低くなったものとの差額分を入れるという形で、私の試算でいくと、単純計算ではありますけれども、もともと第8期のときに、第1段階の方は、基準額を1とした場合ですけども、0.2を軽減分として、0.2を補填をするという形であったものが、それが第9期では0.17と、第2段階においても0.25から0.2に下げられた。この第3段階についても同様に、0.05から0.005に下げたと。ということは、軽減分の割合が少なくなったと。そのことの影響があるのではないかというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼します。軽減分の影響についてでございますが、先ほど結果のほうはお伝えをしたところではございます。軽減分におきましては、国のほうから示されたそういった内容を精査いたしまして、今回の仮算定においても行っているというような状況でござ

ざいます。

先ほど議員がお示ししていただいた内容についてでございますが、そういったところで軽減があまりされていないというような御指摘だというふうに思っておりますが、金額的にも少なくなっているというところもございますので、そういった国の示された内容につきまして、町といたしましても、それにのっとって行ったというようなところで御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 大もとは国が決めたのを、それぞれの保険者に押しつけていると。そうすると、国、県、町の分も4分の1入っていますけれども、その分が少なくなったということは、それだけ65歳以上の被保険者の方の負担総額としては上がったというふうに読み取ることできるわけです。

そういうことが、国がちょびちょびとこういう社会保障のお金を削ろうとしてきていることに対して、もう少し、これからの話ではありますけれども、丁寧に説明をしていただきたいと。これはお願いですけれども、答弁は要りませんが、そのように考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 県内のほかの市町村、団体の介護保険料の基準額が、吉賀町は県内でも2番目に高いと。低いところとかなり差があるのですが、これが今年もですが、来年以降、どういうふうに、このまま継続していくか、県内でも高いほうの基準額に設定されていくのか、そういうところの状況についてお聞きしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。今年の3月の全員協議会のほうで、第9期計画、介護保険事業の9期計画の御説明をさせていただいたところでございます。

そちらにつきまして、令和6年から8年度、3年間においての実施計画となっております。その3年間において、今現在吉賀町では基準額6,650円というふうに定めさせていただきました。前回8期よりも50円アップというところで、被保険者の皆様には御負担をいただいているところでございます。

そちらの保険料につきましては、令和6年から8年までこの基準額で実施していきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかに。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今のところでちょっと、そもそも第1号被保険者の介護保険料を上げざるを得なかった理由の一つに、新たに立ち上がったよしか病院と介護医療院の設置がありますけれども、介護医療院そのものが、やはり介護保険の会計から出すお金が多くならざるを得

ない、そういう設定になっています。そのことがやはり影響した結果として、今のよう形になったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 第8期から9期の変更でございますが、今議員がおっしゃられたように、介護医療院の給付費というのが主にもなりますし、それ以外のところでのサービス給付費につきましても、様々な変更等ございましたので、そういったことを積み上げて、第9期を作成した際の保険料の基準額を定めさせていただいたというところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第14、議案第64号令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第15、議案第65号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第65号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第65号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）であります。

令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,472万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億5,927万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の補正は、「第5表地方債補正」による。

令和6年6月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款14国庫支出金、1国庫負担金3億8,143万3,000円から216万9,000円を減額し、3億7,926万4,000円。2国庫補助金2億8,673万8,000円に6,377万3,000円を追加し、3億5,051万1,000円。15県支出金、1県負担金2億13万4,000円から108万4,000円を減額し、1億9,905万円。2県補助金2億8,828万7,000円に99万9,000円を追加し、2億8,928万6,000円。7寄附金、1寄附金1,301万円に50万円を追加し、1,351万円。18繰入金、2基金繰入金

8億7,562万9,000円に910万7,000円を追加し、8億8,473万6,000円。20諸収入、5雑入5,422万2,000円に190万円を追加し、5,612万2,000円。21町債、1町債7億3,430万3,000円に170万円を追加し、7億3,600万3,000円。これに伴います歳入合計は、77億8,454万6,000円、これに7,472万6,000円を追加し、78億5,927万2,000円となるものであります。

続きまして、歳出であります。

款2総務費、項1総務管理費10億5,321万1,000円に1,262万8,000円を追加し、10億6,583万9,000円。2徴税費4,092万3,000円に1万4,000円を追加し、4,093万7,000円。3民生費、1社会福祉費14億3,578万2,000円に4,685万5,000円を追加し、14億8,263万7,000円。2児童福祉費5億2,048万円に1,005万6,000円を追加し、5億3,053万6,000円。3生活保護費7,452万8,000円に111万3,000円を追加し、7,564万1,000円。4衛生費、1保健衛生費5億1,233万7,000円に12万円を追加し、5億1,245万7,000円。6農林水産業費、1農業費4億1,461万3,000円に122万円を追加し、4億1,583万3,000円。2林業費3億7,860万3,000円に1万4,000円を追加し、3億7,861万7,000円に。7商工費、1商工費1億3,615万6,000円に190万1,000円を追加し、1億3,805万7,000円。8土木費、1土木管理費2億9,867万5,000円に261万円を追加し、3億1,28万5,000円。2道路橋梁費1億7,257万6,000円から139万5,000円を減額し、1億7,118万1,000円。9消防費、1消防費3億4,536万1,000円に205万4,000円を追加し、3億4,741万5,000円。10教育費、1教育総務費3億351万2,000円に11万6,000円を追加し、3億362万8,000円。4社会教育費1億7,564万7,000円から258万円を減額し、1億7,306万7,000円。これに伴います歳出合計であります77億8,454万6,000円に7,472万6,000円を追加し、78億5,927万2,000円となるものであります。

続きまして、「第5表地方債補正」につきましては、起債の目的、1合併特例事業債、補正前の限度額2億5,150万円を補正後において2億5,320万円にするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更ございませんので、お読み取りをいただきたいと思っております。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第65号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げたいと思います。

予算書につきましては、お進みいただきまして、最初に18ページをお開きいただければと思います。

予算書18ページから最後のページまででございます。給与費明細書をおつけしております。

今回のこの内容ですけれども、4月の人事異動に伴います事務分掌の変更が主なものということになってまいります。それから一部の会計年度任用職員ですけれども、雇用条件の変更、それから、これもまた部分的な話ですけれども、定額減税対応業務につきまして、時間外手当を今回計上しておるといような内容が入ってきているというところで、お読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、すみません、歳出予算からでありまして、お戻りいただきまして、9ページでございます。

予算書9ページの中ほどの下です。

総務費、総務管理費、2文書広報情報費、005ケーブルテレビ事業費であります。鹿足郡事務組合負担金（CATV）というふうに記載をしております。事務組合の運営経費につきまして、追加して負担する部分が発生しましたので、その部分を予算計上させていただいているというものです。

それから、その下です。5財産管理費、008基金積立金、地域福祉基金積立金ということで50万円計上しております。これにつきましては、一般寄附があったことによる予算計上でございます。後ほど歳入の中で、同額の予算計上があります。

それから、次のページに進んでいただければと思います。10ページの中段から下ということになります。

民生費、社会福祉費、1社会福祉総務費、013低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金事業費です。総額でいいますと5,432万3,000円の予算計上があろうかと思います。この内容につきましては、5月30日の全員協議会において税務住民課より説明をしたものでございます。事務費の部分と、それから給付金の部分の予算計上でございます。

11ページに進んでいただきまして、右上になります。

低所得者支援給付金2,220万円、これにつきましては、1世帯当たり10万円といたしまして、222世帯ということでの予算計上です。

それから、その下の定額減税補足給付金です。内訳といたしまして、2つございまして、住民税補足給付金部分といたしまして233万円、それから、所得税補足給付金といたしまして2,866万円、合計して3,099万円の予算計上ということでございます。

それから、下がっていただきまして、民生費、児童福祉費、1児童福祉費です。005児童手当支給費、システム改修委託料として523万6,000円の予算計上があるかと思えます。これは、令和6年度におきます児童手当改正法に伴うシステム改修が必要となってまいります。その内容について予算計上しております。

それから、その下です。3放課後児童対策費、004放課後児童対策施設整備事業費、改修工事費といたしまして、482万円の予算計上があるかと思えます。施設といたしましては、3か所ございまして、まず1つ目です。七日市の放課後児童クラブです。ここにつきましては、男子トイレ、女子トイレそれぞれございます。現状、全て和式のトイレとなっておりますので、その一部について洋式化をするという内容です。この部分で、金額で申し上げますと239万8,000円です。それから2つ目です。柿木の児童クラブです。これはエアコンの更新を行いたいというもの、金額にしますと114万4,000円。さらに3つ目です。これは六日市の児童クラブです。内容的には、同じくエアコンの更新を行いたいというものでございます。金額にしますと、127万8,000円。3か所の児童クラブの施設についての改修、あるいは更新ということになるかと思えますが、その内容ということでお読み取りください。

それから、次の12ページに進んでいただきまして、生活保護費です。1生活保護総務費、002生活保護総務費というところで、システム改修委託料の予算計上があるかと思えます。生活困窮者自立支援法の改正に伴いまして、就労自立給付金対応に対応するという内容でして、そのためのシステム改修委託料でございます。

それから、その下に移っていただきまして、衛生費、保健衛生費、1保健衛生総務費の下ですが、005地域医療対策費でございます。

そのまま進んでいただきまして、13ページの右上です。地域医療対策が続いておるところですけれども、この中に業務運営関係委託料66万円があるかと思えます。これにつきましては、公設民営病院の運営支援委託料ということでお読み取りいただければと思います。加えて説明いたしますと、橘井堂さんへの指導助言、それに対する委託料ということになります。

それから、その下の解体撤去工事費54万7,000円であります。現状、よしか病院ということになりますけれども、こちらの施設に六日市病院という看板、それから緑十字の看板、それぞれがまだ設置されているということがあろうかと思えます。これにつきまして、撤去したいというものでございます。

それでは、次のページに進んでいただきまして、今度は14ページに入ります。

農林水産業費、林業費、4林道費でございます。005林道新設改良補助事業費、測量設計委託料で2,827万7,000円、それから改修工事費で2,827万7,000円の減額ということでございます。内容といたしましては、林道滑峠線の道路改良工事に伴います拡幅設計、これ

の必要が生じてきたというところで予算の組替えを行っていただきたいというところがございます。

それから、その下です。商工費、商工費、2観光費、004観光施設整備事業費です。

これにつきましては、参考資料が用意してございます。タブレットでいいますと、議案第65号参考資料というところで切り替えをお願いしたいと思います。議案第65号参考資料を開いていただきますと、タイトルといたしましては、彫刻作品設置に関する概要というものでございます。

上から参りますけれども、作品概要といたしまして、第29回UBEビエンナーレ吉賀町賞受賞作品、作者は佐野耕平先生でございます。作品名は、「in Wave~Departure~」というものでございます。冒頭、町長も申されましたけれども、この模型作品については、1階本庁舎ロビーに今置いておるものであります。この作品につきまして、寄贈を受けまして、設置をするという費用の予算計上をいたしておるというものでございます。その設置場所ですけれども、ここからいいますと六日市分遣所の手前ということになります。六日市防災センターの手前に花壇があります。ここにこの作品を設置する予定ということで進めたいというものでございます。

大変すみません。予算書のほうにお戻りいただければと思います。

今申し上げました佐野耕平先生の作品の寄贈を受けまして、設置をする費用ということで、予算書14ページのほうに予算計上をいたしておるというものであります。設置経費、それから序幕式を行う予定としておりまして、そこ、その部分の関連経費ということでお読み取りをいただければと思います。

それでは、予算書は進んでいただきます。16ページです。

消防費、消防費、2非常備消防費です。003消防団等活動事業費、費用弁償といたしまして15万4,000円の予算計上があるかと思っております。これにつきましては、本年行われます島根県の消防操法大会の費用弁償ということですので。出動消防団員に係る費用弁償ということでお読み取りいただければと思います。

それから、その下です。4防災費、002防災総務費、自主防災組織育成助成事業補助金190万円の予算計上があるかかと思っております。これにつきましては、一般財団法人の自治総合センターが行っておりますコミュニティ助成事業があります。いわゆる宝くじの収益金といえますか、その部分を活用した助成があります。これについて、八皇子防災から申請が出ておりまして、その助成について決定がなされましたので、今回、予算計上いたしたというものです。これについては同額を、後ほど歳入のところに出てまいります。

それから、その下に行っていただきまして、教育費、教育総務費、2事務局費です。003事

務局施設費、作業委託料32万6,000円、これにつきましては柿木にございます柳原教員住宅、ここでシロアリの発生がございまして、そのアリの駆除をするというところでの委託料の予算計上でございます。

以上が、歳出予算ということです。

次に、歳入予算に入ります。

すみません、またお戻りいただきまして、7ページをお開きください。予算書7ページの上から参ります。

国庫支出金、国庫負担金、1民生費国庫負担金、この部分につきましては、先ほど特別会計のところの説明を申し上げた部分というところでございます。

それからその下、国庫支出金、国庫補助金、1総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、この部分につきましては、主として定額減税、先ほど歳出のところでも申し上げました定額減税の財源となるというところでお読み取りください。

その下の2民生費国庫補助金です。子ども・子育て支援事業補助金623万5,000円、これにつきましては、先ほど歳出のところでもいいますと、児童手当の支給に係るシステム改修、あるいは放課後児童クラブの施設改修の部分、そうしたところの財源となるということです。

その下の生活保護適正実施推進事業費等補助金です。これは生活保護システムの改修が必要となってまいりましたということをお先ほど御説明申し上げました。その部分というところでお読み取りください。

それから、その下です。県支出金、県負担金、1民生費県負担金です。ここにつきましても、先ほどの特別会計のところの説明をした部分ということです。

それからその下、県支出金、県補助金、2民生費県補助金、地域子ども・子育て支援事業補助金、これも放課後児童クラブの施設改修の財源となるところですが、これは県が負担していただける部分というところでお読み取りをください。

次のページ、8ページに参りまして、寄附金、寄附金、1寄附金、一般寄附金50万円でございます。これも、先ほど歳出のところでも申し上げた部分でございます。

それから、その下の繰入金、基金繰入金、1財政調整基金繰入金でございます。今回の補正に係ります補正予算に係る財源調整というところでお読み取りをいただければと思います。

それから、その下の4ふるさと応援基金繰入金の部分です。ここにつきましては、放課後児童対策事業費、施設改修の部分があったと思います。その部分、それから観光施設整備事業費で説明をいたしました作品を設置するという部分があったと思います。その財源となるというところでお読み取りをください。

それから、その下の諸収入雑入、6総務費雑入、コミュニティ助成金190万円、これは防災

費のところの説明をした部分でございます。

それから、一番下です。町債、町債、3合併特例事業債、福祉施設として170万円、これについては放課後児童クラブの施設改修の部分の財源となるというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上で、議案第65号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 防災費で、先ほど自主防災組織費の助成金というのがありましたが、内容的にはどういうものですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） これは、先ほど説明を申し上げたとおり、八皇子防災さんが申請をされまして、助成決定をされたものでございます。

それで、助成申請に当たりまして、その使途と言いますか、使い道の部分ですけれども、非常に多くの防災関連物品が中に入っております。上から言いますと、リアカー、照明器具、ガスバーナー、救助用毛布、テント、ブルーシート、標識ロープ、ウォータータンク、シャベル、ストーブ、発電機などなどというものでありまして、そうしたものを購入するという内容になっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 14ページの商工費の観光費で、UBEビエンナーレの関係で設置をするということですが、設置場所のこれまでの管理方法と設置後の管理方法、今の花壇というか、植え込みがあるところが変わるのか。変わらないのであれば、現状どのような管理をしているかについて御説明願います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 今の防災センターとの間の緑地ですけれども、確か地域の婦人会の方が管理をしてくれていたということでもあります。

今後、協議というか、作品を設置したいなということで協議をさせていただいたところ、設置に関してはぜひやってほしいというようなことで聞いております。

今後の管理につきましては、作品の周辺、なかなか難しいこともありますので、役場のほうでやっていけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今回の同じところの分ですけども、除幕式が予定されています。この除幕式の規模と、なぜ除幕式が必要なのか、理由についてお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） まず、除幕式の規模ですけども、前回「風路」という作品を正国公園に設置を行いました。そのときは、役場というか、吉賀町の側からでいくと、町長、議長、あとは管理していただいているサンエムといったようなところ、あとは作者の方、あとUBEビエンナーレの彫刻作品から受賞作品をいただいたということもあって、宇部の市長様、関連でいうと、グラントワ、シンフォニア岩国は当時、ちょっと記憶にありませんけれども、そういった澄川先生を通じて縁のある美術館といいますか、博物館といいますか、そういったところの館長様たちといったようなところと、あとは地元の保育園児を招待させていただいて開催をしました。

今回も、同規模もしくは多くの方に、例えば議員の方にも参加をしていただいで、見ていただきたいというような思いもあります。基本的には、今言ったような規模感になろうかと思えます。

もう一点、なぜ除幕式をするのかというところですけども、やはり多くの方にしっかりと伝えていきたいということがあって、一つの区切りをつけて、設置をしたということを明らかにというか、しっかりと告知をしていきたいというようなところがありまして、除幕式を開催したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 13ページの保健衛生費の件で、解体撤去工事費、看板と緑十字の分を撤去するという事で54万7,000円上がっておりますが、恐らく我々議員も開院式に出席しましたが、マスコミも意識してやったかどうか分かりませんが、玄関には明らかによしか病院という大きいのをを出しておきながら、上のほうには六日市病院というのが残っております。これは誰が見ても、来院された方も、よしか病院という名前でありながら六日市病院という看板が残っておる。何でだろうかということをおもな疑問に思っておりましたが、やはりこれだけよしか病院というのを公立民営化に移行ということで、PRなり、またいろんな今までのことがありましたが、やはり私はあのとき、もう六日市病院という看板は撤去すべきだったと思います。

新聞を見た方が、よしか病院でありながら、六日市病院が映っておると、テレビにも出ました、新聞にも出ました。明らかにこれはおかしいという声を聞いておりますが、なぜあのときに撤去できなかったのか、また今の時期になぜ撤去するようになったのか、お金がなかったのか、それかも分かりませんが、その理由についてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） よしか病院屋上にあります看板の撤去というところでの御質問です。

まず、なぜそのときにできなかったかということですが、見て分かります、屋上でかなり高いところにあるということで、かなり大がかりな撤去作業になるのではないかとということで、見積りのほうはすぐお願いをしておったんですが、引き受けていただけるような事業者さんが、なかなか見つからなかったということがあります。当初予算にも、その点で少し間に合わなかったと、見積りが出てくるのが間に合わなかったということでもあります。今回6月で、見積りのほうが出てきました。比較的安価だというふうに考えております。各看板のところ足場を組むというような、足場を組んで撤去をするというような内容になっております。

そういったところで、すぐ、本当は除幕式のときに合わせてしたいという思いは当然ありましたが、見積りのほうもすぐお願いをしておったんですが、なかなかそういったような状況でできなかったというところは御理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、課長も申し上げましたが、我々としても事務の怠慢でこうした事態になったのではなくて、当初4月1日のバトンタッチのスケジュールは、いろいろな事情の中で、石州会さんのほうの事情も当然ありましたが、1か月前倒しになって3月1日になりました。それが、12月の定例会の最終日に、最終的に決まったということで、もろもろのものを3月、1か月でやるものが、全部1か月前倒しになったということで、そこら辺の整理をするのに非常に困難を極めたということで、まずそちらの手続きのほうを先行させていただきました。

ですから、当然我々といたしましては、気持ちは3月1日に玄関のよしか病院、当然今回お願いをしております屋上付近の看板についても、同じものだということは当然考えておりましたが、なかなか物理的に、時間的な中でそれが対応できなかったということでございます。

一つには高いところになりますので、かなり経費を見ておりましたが、見積りを取ってみると比較的安価なものでできますので、今回6月のところで補正をお願いさせていただいて、可決ができれば直ちにそちらのほうへ着工させていただきたいということでございます。スケジュール的なところで、それがかなわなかったということで御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第15、議案第65号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、本日は本会議についてはこれで散会をいたします。

午前11時19分散会
